

石川県公報

平成 24 年 2 月 7 日

第 1 2 4 6 4 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
随意契約の相手方等 (管財課)	1	青少年に有害な図書等の指定 (少子化対策監室)	5
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定 (廃棄物対策課)	5
生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所及び居宅介護支援事業所の廃止の届出 (同)	2	保安林の指定の解除 (森林管理課)	5
介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3	漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 (水産課)	6
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所及び居宅介護支援事業所の廃止の届出 (同)	3	大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	6
公金の徴収事務の委託 (医療対策課)	4	大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	7
一般競争入札の落札者等 (同)	4	入札公告 (警察本部)	7
		監 査 委 員	
		定期監査結果公表	21
		財政的援助団体等監査結果公表	21

告 示

石川県告示第40号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札を実施したところ落札者がなく、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成 24 年 2 月 7 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
パーソナルコンピュータ 61 台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成 24 年 1 月 24 日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社 石川コンピュータ・センター
金沢市無量寺町 8 番地 1
- 随意契約に係る契約金額
4,441,500 円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に該当するため
- 一般競争入札の公告を行った日
平成 23 年 12 月 9 日

石川県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 いのくち内科医院	白山市井口町に98番地5	いのくち内科医院	白山市井口町に98番地5	平成23年 9月1日
社団法人 石川勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	ヘルパーステーションかけはし	能美市寺井町ウ84番地	平成23年 12月1日
"	"	訪問看護ステーションかけはし	"	"
社会福祉法人 眉丈会	羽咋市の場町稻荷山出口26番地2	唐戸山デイサービス	羽咋市南中央町キ154番地13	"
特定非営利活動法人 白山くろゆりユニバーサル	白山市鶴来本町4丁目千目35番地	訪問介護ステーションてらす	白山市鶴来本町4丁目千目35番地	"
株式会社 ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚1丁目13番15号	ジャパンケア七尾	七尾市神明町口部6番1 フラワービル103	"
株式会社 らいふわん	白山市相木町820番地	ばんじょうでいさーびす	白山市番匠町351番地	"
医療法人社団 きだ整形外科クリニック	能美市西二口町丙30番地1	ケアサービス ふたくち屋	能美市西二口町丙27番地	平成23年 12月12日
"	"	グループホーム 金さん銀さん	"	"
社会福祉法人 寿福社会	輪島市気勝平町1番地270	デイサービスセンター 福祉の杜	輪島市山岸町い126番地2	平成23年 12月15日
"	"	小規模多機能ホーム 福祉の杜	"	"
"	"	グループホーム 福祉の杜	"	"

石川県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所及び居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 名長	野々市市扇が丘13番地25号	ななか	野々市市扇が丘13番地25号	平成23年 12月1日

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 名長	野々市市扇が丘13番地25号	ななか	野々市市扇が丘13番地25号	平成23年 12月 1 日
有限会社 畝田屋	輪島市河井町 2 部 245番地	ケアサービス夢の華	羽咋市兵庫町巳13番地 1	平成23年 12月31日

石川県告示第43号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 2 月 7 日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 いのくち内科医院	白山市井口町に98番地 5	いのくち内科医院	白山市井口町に98番地 5	平成23年 9月 1 日
社団法人 石川勤労者医療協会	金沢市京町20番 3 号	ヘルパーステーションかけはし	能美市寺井町ウ84番地	平成23年 12月 1 日
〃	〃	訪問看護ステーションかけはし	〃	〃
社会福祉法人 眉丈会	羽咋市の場町稲荷山出口26番地 2	唐戸山デイサービス	羽咋市南中央町キ154番地13	〃
特定非営利活動法人 白山くろゆりユニバーサル	白山市鶴来本町 4 丁目千目35番地	訪問介護ステーション てらす	白山市鶴来本町 4 丁目千目35番地	〃
株式会社 ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚 1 丁目13番15号	ジャパンケア七尾	七尾市神明町口部 6 番 1 フラワービル 103	〃
株式会社 らいふわん	白山市相木町820番地	ばんじょうでいさーびす	白山市番匠町351番地	〃
医療法人社団 きだ整形外科クリニック	能美市西二口町丙30番地 1	ケアサービス ふたくち屋	能美市西二口町丙27番地	平成23年 12月12日
〃	〃	グループホーム 金さん銀さん	〃	〃
社会福祉法人 寿福社会	輪島市気勝平町 1 番地270	デイサービスセンター 福祉の杜	輪島市山岸町い126番地 2	平成23年 12月15日
〃	〃	小規模多機能ホーム 福祉の杜	〃	〃
〃	〃	グループホーム 福祉の杜	〃	〃

石川県告示第44号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所及び居宅介護支援事業所を廃止した旨

の届出があった。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 名長	野々市市扇が丘13番地25号	ななか	野々市市扇が丘13番地25号	平成23年 12月1日

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 名長	野々市市扇が丘13番地25号	ななか	野々市市扇が丘13番地25号	平成23年 12月1日
有限会社 畝田屋	輪島市河井町2部245番地	ケアサービス夢の華	羽咋市兵庫町巳13番地1	平成23年 12月31日

石川県告示第45号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の徴収事務を委託した。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立病院診療費等未収金回収業務に係る使用料及び手数料の徴収の事務の一部	金沢市尾張町1丁目7番1号	山崎利男法律事務所 弁護士 松本哲哉	平成24年2月1日から 同年3月31日まで

石川県告示第46号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
灯油 220,000リットル 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立高松病院事務局総務課経理係
かほく市内高松ヤ36
- 落札者を決定した日
平成23年12月22日
- 落札者の名称及び所在地
松村物産株式会社
金沢市広岡2丁目1番27号
- 落札金額
72,765円 / リットル
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日

平成23年11月8日

石川県告示第47号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2012年3月号 (04333-03)	(株)ダブリュエスコーポレーション
"	NaiNaiプレス北陸 2012年3月号 (06805-03)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	F u - D 2012年3月号 (86665-03)	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成24年1月31日

石川県告示第48号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
5	羽咋市千路町ノ153番4の一部、ノ159番1の一部及びノ163番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

石川県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除に係る保安林の所在場所

輪島市門前町中谷内柳久保1の2・山境1の2・吉浦当来尾1の3・1の5・深見親塚3の1から3の3まで
(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第50号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

門前町、珠洲中央、七尾

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ小松店
小松市長田町口1番1ほか
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前) ヤマダ電機テックランド小松店
(変更後) ドン・キホーテ小松店
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヤマダ電機
代表取締役 山田 昇
群馬県高崎市栄町1番1号
(変更後) 株式会社ドン・キホーテ
代表取締役 成沢 潤治
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
- 変更の年月日
平成24年1月30日
- 変更する理由
小売業者の変更を行うため。
- 届出年月日
平成24年1月31日
- 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
- 届出等の縦覧期間
平成24年2月7日から同年6月7日まで
- 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年6月7日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ小松店
小松市長田町口1番1ほか

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時から午後9時まで
(変更後) 24時間
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 屋外平面駐車場：午前9時30分から午後9時30分まで
隔地平面駐車場：午前9時30分から午後9時30分まで
(変更後) 屋外平面駐車場：24時間
隔地平面駐車場：午前6時から午後10時まで
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前9時から午後9時まで
(変更後) 午前4時から午後10時まで

3 変更する年月日

平成24年3月9日

4 変更する理由

小売業者の変更に伴い、営業時間を変更するため。

5 届出年月日

平成24年1月31日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成24年2月7日から同年6月7日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成24年2月7日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年2月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
放置車両確認等事務委託
- (2) 業務内容
金沢中警察署管轄区域内の放置車両確認等事務を委託する。
- (3) 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 予定数量

(1日当たりの実働活動時間) 8時間 × (委託期間内における活動日数) 245日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定による放置車両確認等事務に係る石川県公安委員会登録を有する者で、石川県内に本店又は支店等を有し、かつ、石川県金沢中警察署近隣に駐車監視員の待機場所を確保できる者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項に規定する更生計画認可の決定があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項に規定する再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 法人税、地方税及び社会保険料を滞納していない者であること。

(8) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていない者であること。

(10) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(11) 入札参加資格確認時において駐車監視員を4名以上確保している者であること。

(12) 社内規程等により、業務知識及び同遂行能力向上のための研修規定、自主検査及び監査に関する規定、従業員に対する賞罰規定、機密の漏洩を防止するための規定等が整備されており、かつ、正常に運用されている者であること。

(13) 仕様書に定められる業務内容等を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認

を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成24年2月7日(火)から同月15日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認結果の通知

ア 入札参加資格の確認は、平成24年2月7日(火)現在の事実をもって行うものとする。

イ アの確認の結果は、平成24年2月17日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送等して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
電話番号 076-225-0110

(2) 交付期間

平成24年2月7日(火)から同月15日(水)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成24年2月20日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年2月20日(月)午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札書に記載する金額は、駐車監視員1ユニット(駐車監視員2名以上)1日当たりの委託費を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

自動車保管場所関係事務委託

(2) 業務内容

入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 予定数量

ア 自動車保管場所証明事務 72,600件

イ 自動車保管場所届出・保管場所標章再交付事務 14,200件

(4) 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)のうち道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項第2号イからホまでに規定する者のない法人であること。

(4) 自動車保管場所関係事務を行うために必要な能力を有する者が置かれている法人として次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

ア 道路交通法第74条の3に規定する安全運転管理者としての経歴を1年以上有する者を委託業務の責任者として指定することができること。

イ 直接的な正規雇用関係にある者を責任者として指定することができること。

ウ 委託業務に関する問題等が生じた場合は、責任者において対応が可能であること。

(5) 石川県内に事業所を置く者であること。

(6) 履行場所ごとに指定する人数の業務従事者を確保できる者であること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項に規定する更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたが、その者に係る同法第174条第1項に規定する再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(9) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(10) 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

- (11) 法人税、地方税及び社会保険料を滞納していない者であること。
 - (12) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (13) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。
 - (14) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
 - (15) 社内規程等により、業務の知識及び遂行の能力の向上のための研修に関する規定、自主検査及び監査に関する規定、従業員に対する賞罰に関する規定、機密の漏えいを防止するための規定等が整備されており、かつ、正常に運用されている者であること。
 - (16) 仕様書に定められる業務内容等を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- 3 入札参加資格の確認手続等
- 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等
 - ア 提出期間 平成24年2月7日(火)から同月15日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
 - イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
 - エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格の確認の結果の通知
 - ア 入札参加資格の確認は、平成24年2月7日(火)現在の事実をもって行うものとする。
 - イ アの確認の結果は、平成24年2月17日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送等して行う。
- 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付
- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
電話番号 076-225-0110
 - (2) 交付期間
平成24年2月7日(火)から同月15日(水)まで(県の休日を除く。)
 - (3) 交付時間
午前9時から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所
4(1)の交付場所に同じ。
 - (2) 入札書の受領期限
平成24年2月20日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年2月20日(月)午後1時40分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

(1) 入札金額は、1(3)アの事務1件当たりの単価額を記載すること。なお、1(3)イの事務1件当たりの単価額については、落札決定した1(3)アの事務1件当たりの単価額に1(3)イの事務の内容に応じて警察本部が算出した一定の按分率を乗じて得た金額をもって算定するものとする。

(2) 落札決定に当たっては、(1)の方法により記載し、又は算定した金額に当該金額の100分の5に相当する金額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

免許更新等受付業務委託

(2) 業務内容

入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条第1項の規定により、平成24年2月23日(木)までに石川県公安委員会の認定を受けた者で、石川県内に本店、支店等を有するものであること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則

第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項に規定する更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (8) 法人税、地方税及び社会保険料を滞納していない者であること。
- (9) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。
- (11) 国又は地方公共団体が発注した各種業務委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (12) 仕様書に定められる業務内容等を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 平成24年2月7日(火)から同月23日(木)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
- エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果は、平成24年2月27日(月)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
電話番号 076-225-0110

(2) 交付期間

平成24年2月7日(火)から同月23日(木)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成24年2月28日(火)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年2月28日(火)午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

更新時講習等業務委託

(2) 業務内容

入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条第1項の規定により、平成24年2月23日(木)までに石川県公安委員会の認定を受けた者で、石川県内に本店、支店等を有するものであること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項に規定する更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項に規定する再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (8) 法人税、地方税及び社会保険料を滞納していない者であること。
- (9) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。
- (11) 国又は地方公共団体が発注した各種業務委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (12) 仕様書に定められる業務内容等を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 平成24年2月7日(火)から同月23日(木)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
- エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果は、平成24年2月27日(月)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送等して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

電話番号 076 - 225 - 0110

(2) 交付期間

平成24年2月7日(火)から同月23日(木)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成24年2月28日(火)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年2月28日(火)午後1時40分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

停止処分者講習等業務委託

(2) 業務内容

入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の

購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条第1項の規定により、平成24年2月23日(木)までに石川県公安委員会の認定を受けた者で、石川県内に本店、支店等を有するものであること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項に規定する更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項に規定する再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (8) 法人税、地方税及び社会保険料を滞納していない者であること。
- (9) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。
- (11) 国又は地方公共団体が発注した各種業務委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (12) 仕様書に定められる業務内容等を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 平成24年2月7日(火)から同月23日(木)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果は、平成24年2月27日（月）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送等して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

電話番号 076 - 225 - 0110

(2) 交付期間

平成24年2月7日（火）から同月23日（木）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成24年2月28日（火）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年2月28日（火）午後1時50分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

原付講習業務委託

(2) 業務内容

入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 予定数量

604件

(4) 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条第1項の規定により、平成24年2月23日(木)までに石川県公安委員会の認定を受けた者で、石川県内に本店、支店等を有するものであること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項に規定する更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項に規定する再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

(8) 法人税、地方税及び社会保険料を滞納していない者であること。

(9) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(10) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。

(11) 国又は地方公共団体が発注した各種業務委託契約を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(12) 仕様書に定められる業務内容等を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がな

いと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成24年2月7日(火)から同月23日(木)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果は、平成24年2月27日(月)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

電話番号 076-225-0110

(2) 交付期間

平成24年2月7日(火)から同月23日(木)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成24年2月28日(火)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年2月28日(火)午後2時

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、業務1件当たりの単価額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金
免除

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成23年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年2月7日

石川県監査委員 藤 井 義 弘
同 米 光 正 次
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
盲 学 校	平成24年1月12日	平成23年9月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
金 沢 商 業 高 等 学 校	〃	平成23年10月末日現在	〃
金 沢 辰 巳 丘 高 等 学 校	〃	〃	〃
金 沢 二 水 高 等 学 校	〃	〃	〃
工 業 高 等 学 校	〃	平成23年9月末日現在	〃
能 楽 堂	〃	平成23年10月末日現在	〃
こころの健康センター	平成24年1月13日	〃	〃
消費生活支援センター	〃	〃	〃
医王特別支援学校	〃	〃	〃
総合看護専門学校	〃	〃	〃
いしかわ特別支援学校	〃	〃	〃
児童生活指導センター	〃	〃	〃
金 沢 泉 丘 高 等 学 校	平成24年1月24日	〃	〃
金 沢 教 育 事 務 所	〃	〃	〃
金沢城・兼六園管理事務所	〃	〃	〃
自 治 研 修 セ ン タ ー	〃	〃	〃
石川四高記念文化交流館	〃	〃	〃
歴 史 博 物 館	〃	〃	〃
金 沢 北 陵 高 等 学 校	〃	〃	〃

財 政 的 援 助 団 体 等 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成22年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年2月7日

石川県監査委員 藤 井 義 弘
同 米 光 正 次
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
財 団 法 人 石 川 県 体 育 協 会	平成24年1月12日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
財 団 法 人 い し か わ 農 業 人 材 機 構	”	”